

鶴岡市紙おむつ等購入費助成事業の検討について

1. 令和3年度に向けて

第8期介護保険事業計画期間から、紙おむつ等購入費への助成は地域支援事業交付金の対象外事業となり、国・県からの交付金を充当することができなくなります。これにより、令和3年度からの助成のあり方について検討を進める必要があります。

2. 紙おむつ受給者の現状

○紙おむつ受給者の介護保険料段階 (R1. 11. 19 時点) (人)

助成限度額	介護保険料段階	市民税の課税区分		65歳以上	40～64歳	合計
		世帯	本人			
7,000円	1段階	非課税	非課税	159	3	162
5,000円	2段階			55	1	120
	3段階			64		
2,000円	4段階	課税		212	8	345
	5段階			125		
合計				615	12	627

○平成30年度支給実績

助成限度額	金額
7,000円	12,813,200円
5,000円	6,792,250円
2,000円	8,027,200円
合計	27,632,650円

3. 検討事項

第8期介護保険事業計画期間からは、本事業に地域支援事業交付金を充当できなくなりますが、介護が必要な低所得の方々を支援するため、介護保険特別会計の市独自事業として、介護保険料のみを財源としながら、本事業を継続したいと考えております。

国では、本事業の見直しにあたっては、介護保険運営協議会及び地域包括支援センターから意見を聴取して決定する必要があるとしていることから、委員の意見を伺うものです。

なお、酒田市では、すでに地域支援事業から外し、介護保険料のみを財源として実施しております。

➤ **参考** 県内他市の状況（令和元年度時点）

	鶴岡市	酒田市	山形市
1. 財源	地域支援事業交付金	<u>全額1号介護保険料</u>	地域支援事業交付金
2. 対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税 ・在宅の要介護者 ・排泄全介助、常時失禁状態の方 ・障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）Bの2またはC、もしくは認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、またはM該当者 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の要介護1～5の方 ・前年度保険料段階第1～第5段階の方 ・常時失禁状態の方 ・障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）B・C、もしくは認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、またはM該当者 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の要介護4～5相当の方 ・常時失禁が1か月以上続いている方 ・同じ住所に住んでいる方全員の市県民税合計額が14万円未満（入院中の場合は、全員の市県民税が非課税）の方 ※住民基本台帳上の世帯ではなく、実態としての世帯で判定している。
3. 助成対象外施設	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定を受けないと利用できない施設 ・月20日間以上利用するショートステイ 	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護の対象施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム等相当施設
4. 助成額（月額）	当年度保険料段階 第1段階 7,000円 第2・3段階 5,000円 第4・5段階 2,000円	前年度保険料段階 <u>第1～3段階 7,000円</u> <u>第4・5段階 3,500円</u>	上限額8,000円から業者配達料を控除した額
5. 助成方法	業者による自宅配送費を含む購入費への助成	店舗購入時使用できる「紙おむつ券」の交付（1枚500円）	業者による自宅配送費を含む購入費への助成
6. その他		以下については助成対象外 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員 ・<u>保険料滞納者</u> 	第8期介護保険事業計画期間からは、介護保険料を財源とした保健福祉事業に変更する方向で検討中

判定基準（参考）

障害高齢者の日常生活自立度		
	ランク	判断基準
生活自立	J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	C	一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

認知症高齢者の日常生活自立度	
ランク	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。
IIb	家庭外に加え、家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。